



県 章

滋賀県公報

平成 18 年 (2006 年)
3 月 22 日
号 外 (3)
水 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次

監 査 委 員 公 告

包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告 1

監 査 委 員 公 告

包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 252 条の 38 第 6 項の規定により、知事および教育委員会委員長から包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成 18 年 3 月 22 日

滋賀県監査委員	家	森	茂	樹
"	朝	倉	克	己
"	柗		勝	次
"	中	森		武

包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

- 1 監査対象 社団法人滋賀県造林公社及び財団法人びわ湖造林公社の財務に関する事務の執行について
- 2 監査実施期間 平成16年 6 月 9 日から平成17年 3 月 16日
- 3 監査結果報告年月日 平成17年 3 月 23日
- 4 監査の結果および改善措置等の内容

(1) 社団法人滋賀県造林公社の現状および財団法人びわ湖造林公社の現状

ア 監査の結果

滋賀県造林公社の設立以来の投下金額は、概算で338億円を超えており、また、びわ湖造林公社の設立以来の投下金額は、概算で670億円を超えている。

両造林公社の財政状態は、分収造林勘定の現在価値の評価は想定項目が多く一定の仮定のもとでしか計算できないが、現在の木材価格や搬出費用を前提とすれば、経営体として存続できる状態ではない。

滋賀県公社は平成 7 年12月に経営計画書をまとめ上げ、下流団体からの資金調達や返済計画について合意した。しかし、平成 7 年当時から、造林公社を取り巻く経済状況が激変 (悪い方に) しており、再度、経営計画を立て直す必要がある。

両造林公社の今後の損益 (収支) を予測すると、現状どおり存続させながら解決する方法はあり得ない。

イ 改善措置等の内容

損益予測に基づく公社経営に対する監査結果については重く受け止めている。しかしながら、造林公社は、これまで県内人工林面積の約 4 分の 1 に相当する約 2 万ヘクタールの森林整備を行い、水源かん養をはじめ県土の保全、森林資源の充実、農山村経済基盤の確立などに寄与してきたところである。今後とも、公社が管理している森林は、琵琶湖の水源かん養をはじめ県土の保全や地球温暖化防止など極めて公共性・公益性が高い役割を果たしていくものと考えており、こうした観点に立って、造林公社の経営改善に必要な措置を講じ、その役割を存続させる必要があると考えている。

経営計画の見直しについては、平成 17 年 1 月に滋賀県造林公社に設置された「経営改善検討会議」において、下流社員と連携し新たな経営計画の策定に向け鋭意検討を進めており、びわ湖造林公社は、滋賀県造林公社の方針を踏まえて経営計画の策定を行う予定である。

(2) 両公社の借入金の問題

ア 監査の結果

(ア) 国の責任

国は施策として、造林公社を通じ、融資による民有林の造林を推進してきたが、国の財政が逼迫した 1980 年代から財政的支援を抑えた。その一方で、木材輸入の自由化等を進めた結果、木材受給率は低下し続け、国内の林業は国内材の価格の大幅な低下という痛手を受けて林業の荒廃が進んだ。造林公社は、わが国の林業政策の変遷に翻弄されながら、結果として巨額の借入金を抱えたまま立ち往生している状況であるといえる。これらの点で国の責任は大きいと言わざるを得ない。

(イ) 県及び造林公社の責任

滋賀県は、近畿の水源たる琵琶湖を有し、下流の地方公共団体も水需要の増加に対応する必要があったため、森林の水源かん養機能が重視され、また琵琶湖総合開発計画に基づき造林を行う必要があったことから、費用のほとんどを借入金で賄ったが、当初から造林補助金の活用を図るべきであったし、経済林として成り立てることが困難と想定される湖西・湖北地方や林道から遠く離れた奥地は、造林地の対象から外すべきであった。

また、巨額の融資に頼った事業であったため、将来の事業リスクに備えて、借入返済準備金等を最初から積み立てる必要があったのではないかと考えられる。県および造林公社のこれらに対する責任は免れない。

公社は分収造林契約の期間延長の契約更新に当たり、土地所有者に対して分収率の変更交渉を行うべきであった。また、滋賀県職員の給料引き下げに応じた給料の引き下げはしているが、公社独自の上乗せの給料カットをしていないのは、努力不足と言わざるを得ない。

イ 改善措置等の内容

(ア) 国の責任

全国的に公社経営が厳しい状況に陥った背景には、各公社や都道府県の経営努力を超える国の森林・林業政策の転換という構造的な課題があることは否定できないと考えている。

このため、県ではこれまでから関係府県と連携を図りながら、あらゆる機会を通

じて、国に対し、その責任において造林公社の抜本改革に対する積極的な支援を行うよう再三要請してきたところである。その結果、国が平成18年度予算において、今後の公社の森林整備にも活用できる補助制度の拡充などを盛り込んだことは一定評価できるが、最大の課題である既往債務対策など公社問題の根本的な解決策にはなっておらず、なお不十分なものと考えている。

(イ) 県及び造林公社の責任

造林公社が森林整備に必要な費用を主に借入金で賄ってきた理由は、近畿1,400万人の水源である琵琶湖の水資源のかん養を図るため、短期間に集中して大面積に及ぶ水源かん養林を整備する必要があったことから、その期間に合わせて多額の資金を調達する上で農林漁業金融公庫に依存する他なかったこと。また、農林漁業金融公庫の融資が、造林補助金を活用しない場合の方が利率において有利であったという制度面からの理由によること等である。

なお、現在では、その後の造林補助制度の充実や低金利情勢を受けて、補助対象事業のほぼ全部について補助金を活用している。

公社営林地が湖北・湖西地域や奥地に多いのは、昭和40年に国から通達が出され、民有林政策の推進に当たり、公社は山間僻地、離島等の未開発地域の林野を対象として、急速かつ計画的に拡大造林を行うこと等を目的とすべきとされたことから、この通達に沿って、本県においても、森林所有者の自力では整備が困難な積雪地域や奥地など、条件不利地を対象に拡大造林を展開してきた結果である。

借入金返済準備金等の積立については、当時の経営計画では木材需給見通しの中で間伐材収入などにより、公社経営が十分に成り立つとの考えから積立の必要性について認識されなかったものである。公社経営の改善を図るため、これまでから県貸付金の無利子化、農林漁業金融公庫資金について低利な資金への借換、事務所の統廃合や森林施業方法の見直しならびに公社職員の削減などによる経費の削減、造林補助金の積極的な活用など、様々な対策を講じてきたところである。

指摘のあった分収率の見直しや管理経費のさらなる削減については、公社の抜本改革の取り組み全体の中で議論すべきものであって、当然に新たな経営計画の策定に当たっては不可避の検討課題であると考えている。

(3) 県が果たすべき役割

ア 監査の結果

(ア) 県が有する両公社に対する債権等の回収可能性、損失補償の蓋然性

県が両公社に対して有する債権等はほとんど回収不可能である。また、県の農林漁業金融公庫に対する損失補償の全部または一部は、県が公社に代わり公庫に弁済しなければならない蓋然性が極めて高い。

両公社は、森林の公的機能の維持、増大に貢献しており、分収造林契約に基づく民有林の管理も間接的にその役割に貢献しているとはいえ、県民の貴重な税を、このような極めて見込みの厳しい事業に費やしているのか疑問である。

(イ) 今後県が果たすべき役割

県は、両公社の将来像について、指導性を発揮して明確な方向付けをすべきである。

県は、農林漁業金融公庫のみならず、国、関係下流団体を巻き込み、その負担や金利減免について話し合い、抜本的な方針を決定しなければならない。決定の先延ばしは県民の負担を増やすだけであることを肝に銘じ、滋賀県の両公社に対する意思決定が他の都道府県造林公社の将来にも波及する影響も考慮しながら、両公社の解体的出直しを図るべきである。

イ 改善措置等の内容

(ア) 県が有する両公社に対する債権等の回収可能性、損失補償の蓋然性

県が有する債権等の回収および損失補償の蓋然性については、木材価格が下落・低迷している現状では、大変厳しい見通しを持たざるを得ない。

しかしながら、公社営林地は本県の森林の約 1 割（人工林面積の約 4 分の 1）を占めており、琵琶湖と県民の暮らしを守る大きな役割を果たしている。近年、荒廃した森林が増加傾向にある中で、この森林を計画的かつ適切に管理する両公社の役割は、極めて高い公共性・公益性を有するものであることから、県としてはこうした公社の経営に対して責任を負うべきものと考えている。

(イ) 今後県が果たすべき役割

両公社の明確な方向付けおよび抜本的な方針の決定については、現在、経営改善検討会議に参画し、下流社員と一体となって新たな経営計画について鋭意検討を進めているところであり、農林漁業金融公庫の債務については、公庫と全国の関係府県とが連携して検討の場を持ち、新たな金融支援策について検討を進めており、国の政策として実現することを求めていくこととしている。

このような取り組みの成果を反映させながら、両公社の抜本改革を図っていくこととしている。

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| 1 監査対象 | 滋賀県の人件費に関する事務執行について |
| 2 監査実施期間 | 平成16年6月9日から平成17年3月16日 |
| 3 監査結果報告年月日 | 平成17年3月23日 |
| 4 監査の結果および改善措置等の内容 | |

(1) 時間外勤務手当について

ア 監査の結果

(ア) 時間外勤務手当削減の取組

特定の部署では、時間外勤務の計画において単純に前年度の実績時間に目標削減割合を掛け合わせただけのものがある。より現実に即した計画を立て、事後に具体的な原因分析を検討すべきである。

(イ) 勤怠管理

毎日、出勤した際の出勤簿への押印が徹底されていない。出勤簿への押印徹底が必要である。

(ウ) 職員の業務の効率化

同じ部署の中でも時間外勤務時間が多い職員とそうでない職員の差が大きい部署